

令和8年 第1回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和8年1月21日 午後6時30分			
開会日時	令和8年1月21日 午後6時30分			
閉会日時	令和8年1月21日 午後7時30分			
開催場所	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	茂井万里絵	出席	教育部長 内田 和明 社会教育課長 木村 裕之
	2	西山 幸吉	出席	教育総務課長 星野 光 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	3	吉野 榮	出席	学校教育課長 清水 篤史
	4	星野 弘明	出席	学校給食課長 山崎 純
				主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一
書記	教育総務課係長 田島 輝	傍聴人数	0人	
会 議 概 要				
議 事 等				
報告第1号	学校給食費の改定の答申について			
第1号議案	令和8年度当初小・中学校教職員人事の内申について（可決）			
第2号議案	ふじみ野市立学校設置条例の一部を改正する条例（可決）			
第3号議案	ふじみ野市障害児就学支援委員会条例の一部を改正する条例（可決）			
第4号議案	ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正する条例（可決）			
(午後6時30分)	○開会の宣告			
教育長	ただ今から、令和8年第1回定例教育委員会会議を開会いたします。			
	○会議録の承認			
教育長	まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。			
	事前に、委員より議事録の修正について、ご意見を頂いておりますので、事務局より説明をお願いします。			
事務局	(修正内容の説明)			
教育長	ただいま事務局からの説明があった修正内容について、そのとおり変更してよろしいでしょうか。			

各委員	(異議なし)
教育長	他に何か確認事項等はございますか。
各委員	(なし)
教育長	特にないようですので、会議録については、先程の修正内容を反映したうえで、承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、会議録につきましては、先程の修正内容を反映したうえで承認いたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。</p> <p>○教育長からの報告</p> <p>次に、報告をさせていただきます。</p> <p>(報告)</p> <p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございませんでしょうか。</p>
各委員	(確認事項なし)
教育長	それでは議事に入ります。
	○審議順序の変更及び非公開の確認
教育長	<p>審議を円滑に進めるため、委員の皆様にお諮りしたいことが1点ございます。</p> <p>第1号議案「令和8年度当初小・中学校教職員人事の内申について」は、人事案件のため、非公開とし、最後にご審議いただきたいと思えます。</p> <p>以上、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項1件、議案4件です。</p> <p>○報告理由の説明</p>

教育長	<p>それでは、教育部長から報告事項1件の報告理由の説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>(報告理由の説明)</p>
教育長	<p>○報告第1号</p>
教育長	<p>それでは、報告第1号「学校給食費の改定の答申について」を学校給食課長より報告をお願いします。</p>
学校給食課長	<p>令和7年12月19日開催の教育委員会におきまして、学校給食センター運営審議会に給食費の額の改定について諮問することをご審議いただき、承認されました。それを受け、同年12月23日に開催しました同審議会におきまして、令和8年度学校給食費の額の改定について諮問し、即日、答申を受領いたしました。</p> <p>審議会におきまして、市が令和4年度以降、食材価格の高騰分について、保護者に追加の負担を求めず公費を投入して対応している状況や、実際に学校給食費にかかっている金額を示し、現行の給食費の額と差が出ていること等を説明し、審議会委員からご理解をいただきました。</p> <p>審議会より承認の答申を受けましたので、令和8年度の学校給食費は、小学校が月額4,300円から5,400円に、中学校が月額5,100円から6,400円に改定いたします。</p> <p>今後の流れとしては、来月、市PTA連合会理事会に給食費改定について報告いたします。</p> <p>また、国の動向が固まり次第、本市の保護者負担額を固め、改めて給食センター運営審議会に報告していく予定です。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>この報告の内容については、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で報告事項の報告を終了いたします。</p>

<p>教育長</p> <p>教育部長</p>	<p>○提案理由の説明</p> <p>次に、議案の審議に移ります。</p> <p>それでは、教育部長から議案4件の提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(提案理由の説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>○第2号議案</p> <p>それでは、事前にお諮りしましたとおり、第1号議案は非公開とし、最後にご審議いただきます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>はじめに、第2号議案「ふじみ野市立学校設置条例の一部を改正する条例」についての説明を教育総務課長よりお願いします。</p> <p>本条例の改正内容につきましては、埼玉県が特別支援学校としてふじみ野市立東台小学校の校舎等の建物及び敷地を活用することに伴い、同校を廃止するため、ふじみ野市立学校設置条例の一部を改正するものです。施行日は附則で令和9年4月1日と設定し、本会議においてご可決賜った後に、3月の市議会に議案の提出を予定しております。</p> <p>東台小学校の跡地利用について、これまでの経緯について、概要をご説明さしあげます。</p> <p>本市より県に対し、令和7年1月31日に市内への県立特別支援学校の設置要望書を提出し、その後、複数回の会議を経て、令和7年10月3日に県より特別支援学校設置について、東台小学校の土地を無償貸与、建物を無償譲渡とする旨の協議書を頂きました。その後も継続して協議を続けており、令和9年4月1日に県への貸与及び譲渡を予定しているところです。</p> <p>なお、設置する特別支援学校については、知的障がいのある児童生徒を対象に、小学部、中学部、高等部（普通科）を設置し、150人規模の学校を計画しているとのことです。</p> <p>スケジュールについては、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計、令和9年度から10年度にかけて改修工事を実施し、令和11年4月の開校を予定しております。</p> <p>また、現在、東台小学校は休校扱いとしておりますが、体育館、グラウンド、校舎の学校施設の開放事業は引き続き実施しているところで</p>

教育長	す。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。
西山委員	埼玉県の特例支援学校になるということで、東台小学校周辺の地域の方から何かご意見等ありますでしょうか。
教育長	以前、行った説明会の中で、近隣にお住まいの方から、特例支援学校になることについて、車やバスの出入りについてと子供が学校から飛び出していくような事はないのかということについてご質問をいただきました。
教育長	子どもたちの中には、落ち着きのない子もいるかと思いますが、そういったことがないようにするのが特例支援学校の先生方の役割ですので、あまりご心配なさることはいないんじゃないでしょうかというお答えをいたしました。
茂井委員	150人規模の特例支援学校で、小学部、中学部、高等部を設置というお話でしたが、人数の内訳などは分かっているのでしょうか。
教育総務課長	150人の内訳につきましては、まだ概要という形でしかお話を伺っておりませんので、詳細は分かりません。
茂井委員	高等部は20人、30人程度の規模だと考えてよいのでしょうか。
教育総務課長	現時点では、あくまでも県が示している設置計画に記載されている情報しか把握できておらず、詳細は分かりません。内訳等については、これから県の方で、受け入れ体制等も含め、決めていくのではないかと考えられます。
教育長	なお、県によると小学部、中学部はバスによる通学、高等部は、最寄りの駅から歩いて通学をするということが原則になってるようです。
吉野委員	特例支援学校の対象者については、どのような障がいのある児童生徒が含まれるのでしょうか。
教育総務課長	公表されている県の計画では、対象は知的障がいのある児童生徒と記載されております。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。

<p>各委員 教育長</p>	<p>第2号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (賛成) 賛成総員と認め、第2号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>○第3号議案 それでは、第3号議案「ふじみ野市障害児就学支援委員会条例の一部を改正する条例」の説明を学校教育課長よりお願いします。 ふじみ野市障害児就学支援委員会条例新旧対照表をご覧ください。 現行の「ふじみ野市障害児就学支援委員会」の名称を改め、「ふじみ野市教育支援委員会」と改正するものです。 ふじみ野市障害児就学支援委員会における「障害」の「害」の字につきましては、人権尊重と差別解消、偏見の除去を目的として、行政を中心に平仮名の導入が進められてきました。 新たな名称として「障害」という言葉を使用せず、また、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「就学」という言葉を「教育支援」という言葉に置き換えました。 この「教育支援委員会」という名称につきましては、文部科学省の提言で例示されているものであり、本市就学支援委員会学識経験者の先生方にご意見・ご助言等をお諮りしたものです。 本条例につきましては、3月議会で議決後、4月1日施行を予定しております。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
<p>茂井委員</p>	<p>条例の名称を変えるにあたり、第1条の中に、「障害があるため」という言葉を残したのは何故でしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>ここは、障がいのある児童生徒を対象とするという意味合いで、「障害」という言葉を残しています。国の提言の文章の中でも、同じように「障害」という言葉が残っておりますので、そのまま使わせていただきました。</p>
<p>吉野委員</p>	<p>これから、障がいという概念で括れない子どもたちが増えてくると思</p>

<p>教育長</p>	<p>っています。ここに「等」を加え「障害等」と表記することはできるのでしょうか。</p> <p>「等」という表記は、あまりにも概念が広がってしまうことから、今回は使用しておりません。今後、「障害」という言葉を使わないようにしていく必要が出てくるかもしれませんが、逆に「障害」という言葉を消してしまうと、何のための支援委員会なのかという部分が見えなくなってしまうという側面もございますので、今回の改正につきましては、名称の変更とさせていただいたところです。</p>
<p>星野委員</p>	<p>第1条の「障害」という文言については、「害」の表記を平仮名に変更することは可能なのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>例えば、行政の「障がい福祉課」などの名称については、「害」の表記を漢字から平仮名に変えております。ただし、条例等の例規で使う際は、「害」という文言については、そのまま使用しているところです。</p>
<p>吉野委員</p>	<p>今回の改正内容は、名称の変更だけで、委員会としての実務等の内容は変わらないということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>西山委員</p>	<p>条例の中に「障害」という言葉はありますが、まずは委員会の名称から「障害」を取ってふじみ野市教育支援委員会とし、一歩前進させるのがよろしいのではないかと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にご質問いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>第3号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第3号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○第4号議案</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、第4号議案「ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正する条例」の説明を上福岡歴史民俗資料館長よりお願いします。</p>
<p>上福岡歴史民俗資料館長</p>	<p>令和8年9月のふじみ野市立博物館の開館に伴い、博物館法第2条第1項に規定する博物館であることを規定すること、及び博物館の貸室の</p>

利用に係る手続き及び使用料等を定めるため、ふじみ野市立資料館条例等を改正するものです。

今回の改正では、2つの条例の一部を改正いたします。1つ目は、現行のふじみ野市立資料館条例（以降、現行条例という。）、2つ目は、令和7年3月議会において可決され、令和8年9月1日施行となっているふじみ野市立資料館条例の一部を改正する条例（以降、一部改正条例という。）になります。この2つの条例を改正し、ふじみ野市立博物館条例として、令和8年9月1日の施行を目指すものです。

主な改正点について、2点ご説明いたします。

1点目として、第1条を、博物館法第2条第1項に定める博物館であることを明記した内容に改めます。それに伴い、一部改正条例の第2条で定めておりました博物館の業務につきましては、博物館法第3条に定められております博物館の事業の規定内容と重なるため削除し、第3条及び第4条を1条ずつ繰り上げます。

2点目として、博物館施設の貸出に関する規定を定めます。有料で貸し出す研修室、会議室及びギャラリーの3箇所について、利用の許可や制限、及び使用料について、現行条例に第10条から第12条を加え、一部改正条例の第5条から第9条を改めます。

また、使用料につきましては、研修室及び会議室は2時間単位の区分での貸出で、1区分の料金を250円と定めます。なお、研修室自体は1部屋ですが、間仕切りをして半面での利用を可能としており、半面利用の場合は250円、全面利用の場合は、500円となります。ギャラリーにつきましては、1日単位での貸し出しで、展示ケースを使用しない場合は1,800円、展示ケースを使用する場合は2,500円と定めます。

使用料の減免及び割増の規定につきましては、別表下の備考に記載しておりますとおり、ふじみ野市立文化施設条例の規定に合わせ、障がい者の利用については規定額の半額、市外利用者については規定額の2倍とします。

なお、関連する規則等につきましては、条例施行の9月1日までに改正する予定です。

この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いし

教育長

<p>吉野委員</p>	<p>ます。</p> <p>別表の備考2の部分について、団体として使用する場合、ふじみ野市に住所があるか、勤務しているもしくは通学している者が過半数以上いる団体の場合はこの表の料金であり、それ以外の団体が利用する場合は、表の金額に2を乗じる、つまり2倍の金額になるという意味合いでよろしいのでしょうか。</p>
<p>上福岡歴史民俗資料館長</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>例規上はこのような記載になっておりますが、一般の方にお知らせするパンフレット等については、わかりやすく周知していきたいと考えております。</p>
<p>吉野委員</p>	<p>是非、一般の方にはわかりやすいような説明をお願いしたいと思えます。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にご質問いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>第4号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第4号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、公開とする議案の審議を終了いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○第1号議案</p> <p>それでは、ここからは非公開とします。</p> <p style="text-align: center;">非公開</p>
<p>教育長</p>	<p>○非公開の解除</p> <p>ここで非公開を解除し、第1号議案「令和8年度当初小・中学校教職員人事の内申について」は、原案のとおり決定いたしましたことをご報告いたします。</p> <p>○各課からの報告</p>

教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたら お願いします。
各課長	(報告)
教育長	ありがとうございました。
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、令和8年2月18日(水)午後6時30分から、会場は第2 庁舎3階B301会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いま すが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とし ます。
各委員	(了承)
	○閉会の宣告
教育長	以上で、令和8年第1回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。
(午後7時30分)	